

# 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成 14 年 11 月

内閣府男女共同参画局

1 国の審議会等における女性委員の割合については、平成 12 年 8 月 15 日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「平成 17 年（西暦 2005 年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」ことを目指している。

2 国の審議会等(地方支分部局に置かれている審議会等を除く。)における女性の参画状況について、平成 14 年 9 月 30 日現在で調査を行った結果は以下のとおりであった。

- (1) 国の審議会等委員 1,715 人のうち、女性は 429 人で、女性委員の占める割合は 25.0%(平成 13 年 9 月 30 日現在 24.7%)である(表 1)。
- (2) 審議会等のうち、女性委員を含む審議会等の割合は 97.0%(平成 13 年 9 月 30 日現在 95.9%)である(表 1)。
- (3) 女性委員の割合が 30%以上の審議会等は、以下の 25 で、全体の 25.0% (平成 13 年 9 月 30 日現在 21、全体の 21.4%) である。

国民生活審議会	関税・外国為替等審議会	労働政策審議会
証券取引等監視委員会	国税審議会	医道審議会
国地方係争処理委員会	中央教育審議会	農林物資規格調査会
電気通信事業紛争処理委員会	科学技術・学術審議会	農業資材審議会
電波監理審議会	教科用図書検定調査審議会	農林漁業保険審査会
恩給審査会	大学設置・学校法人審議会	運輸審議会
郵政審議会	文化審議会	小笠原諸島振興開発審議会
消防審議会	文部科学省独立行政法人評	公害健康被害補償不服審査会
外務人事審議会	価委員会	

(4) 女性委員の割合が高い省庁を順番にみると、外務省(40.0%)、文部科学省(28.9%)、総務省(28.3%)、農林水産省(27.9%)、財務省(27.6%)、環境省(24.5%)となっている(表 2)。また、審議会等が 2 つ以上ある省庁で、平成 13 年 9 月 30 日現在と比べて女性委員の割合が 1 ポイント以上増加したのは、総務省(25.9% 28.3%、2.4 ポイント増)、法務省(19.4% 20.8%、1.4 ポイント増)、厚生労働省(22.8% 24.1%、1.3 ポイント増)であった。

(5) 委員の種類別女性の参画状況をみると、職務指定 4.0%、団体推薦 14.8%、その他 26.8%となっており(表 3)、職務指定による委員に占める女性の割合は依然低い。

表1 審議会等における女性委員の参画状況の推移

	審議会等数 (A)	女性委員を含む審議会等数 (B)	女性委員を含む審議会等の比率 (B/A)	委員数 (C)	女性委員数 (D)	女性委員の比率 (D/C)
50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2%	4,504人	186人	4.1%
60年3月31日	206	114	55.3%	4,664人	255人	5.5%
元年3月31日	203	121	59.6%	4,511人	304人	6.7%
2年3月31日	204	141	69.1%	4,559人	359人	7.9%
3年3月31日	203	154	75.9%	4,434人	398人	9.0%
4年3月31日	200	156	78.0%	4,497人	432人	9.6%
5年3月31日	203	164	80.8%	4,560人	472人	10.4%
6年3月31日	200	163	81.5%	4,478人	507人	11.3%
7年3月31日	203	174	85.7%	4,496人	589人	13.1%
7年9月30日	207	175	84.5%	4,484人	631人	14.1%
8年3月31日	205	181	88.3%	4,511人	699人	15.5%
8年9月30日	207	185	89.4%	4,472人	721人	16.1%
9年3月31日	209	190	90.9%	4,532人	751人	16.6%
9年9月30日	208	191	91.8%	4,483人	780人	17.4%
10年3月31日	206	190	92.2%	4,441人	782人	17.6%
10年9月30日	203	187	92.1%	4,375人	799人	18.3%
11年3月31日	202	189	93.6%	4,354人	812人	18.6%
11年9月30日	198	187	94.4%	4,246人	842人	19.8%
12年3月31日	199	188	94.5%	4,201人	857人	20.4%
12年9月30日	197	186	94.4%	3,985人	831人	20.9%
13年3月31日	95	90	94.7%	1,642人	405人	24.7%
13年9月30日	98	94	95.9%	1,717人	424人	24.7%
14年9月30日	100	97	97.0%	1,715人	429人	25.0%

国家行政組織法第8条及び内閣府設置法第37条に基づく国の審議会等(停止中のもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。)を対象に、内閣府が調査した(ただし、全委員の任期が満了している審議会等で、任命手続中であるか、又は任命手続を行う予定の審議会等については、任期満了直前の状況を基に集計した)。

\* 審議会委員の任期は、概ね2、3年となっているところが多く、半年毎の調査を行っても委員の改選等が少なく、数字にあまり変化がないことから、平成14年度より9月末の年1回調査とすることとした。



表2 各府省庁別審議会等委員の数

(平成14年9月30日現在)

省庁名	審議会数		委員数			職務指定			団体推薦			その他		
	総数	女性有	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
内閣府	13	13	181	42	23.2	18	0	0.0	0	0	0.0	163	42	26.8
警察庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛庁	4	3	35	7	20.0	0	-	-	0	-	-	35	7	20.0
金融庁	5	5	65	13	20.0	6	1	16.7	5	0	0.0	54	12	22.2
総務省	11	11	127	36	28.3	0	-	-	3	1	33.3	124	35	28.2
法務省	5	5	48	10	20.8	10	1	10.0	5	0	0.0	33	9	27.3
外務省	1	1	5	2	40.0	0	-	-	0	-	-	5	2	40.0
財務省	5	5	105	29	27.6	4	0	0.0	0	-	-	101	29	28.7
文部科学省	10	9	232	67	28.9	0	-	-	31	6	19.4	201	61	30.3
厚生労働省	12	12	253	61	24.1	2	0	0.0	28	4	14.3	223	57	25.6
農林水産省	8	8	208	58	27.9	0	-	-	3	0	0.0	205	58	28.3
経済産業省	9	9	187	43	23.0	4	0	0.0	26	5	19.2	157	38	24.2
国土交通省	13	12	216	48	22.2	31	1	3.2	7	0	0.0	178	47	26.4
環境省	4	4	53	13	24.5	0	-	-	0	-	-	53	13	24.5
合計	100	97	1,715	429	25.0	75	3	4.0	108	16	14.8	1,532	410	26.8

表3 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成14年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	その他
委員総数(A)	1,715人	75人	108人	1,532人
女性委員(B)	429人	3人	16人	410人
女性比率(B/A)	25.0%	4.0%	14.8%	26.8%

(参考1)

審議会等における専門委員等の女性委員比率

国の審議会等における専門委員等の女性委員の割合については、平成12年8月15日の男女共同参画推進本部決定において「審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。」とされ、これに基づき調査したところ、以下のとおりとなった。

	専門委員等数 (A)	うち女性委員数 (B)	女性委員の比率 (B) / (A)
13年3月31日	5,147 人	535 人	10.4%
13年9月30日	7,201 人	763 人	10.6%
14年9月30日	8,114 人	935 人	11.5%

\*専門委員とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に、専門委員、特別委員又は臨時委員等の名称で置くことができ、当該専門又は特別事項の調査審議が終了したときには解任又は退任することが一般的であるもの等をいう。

## (参考2) 各府省における目標達成に向けての特色ある取組

### 文部科学省

文部科学省男女共同参画推進本部において、平成14年9月、「審議会等への女性委員の登用については、平成15年度末までのできるだけ早い時期に、「30%」を達成できるよう鋭意努めるものとする。また、目標の達成後も引き続き30%以上を維持するとともに、審議会等の委員の人選が、男女共同参画社会の形成に資するものとなるよう努めるものとする。」との決定を行った。委員の人選に当たっては、(1)各審議会等の女性委員の割合について、少なくとも20%以上とするよう努めること、(2)審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員についても、女性委員の割合を高めるよう努めること、としている。

### 農林水産省

農林水産省男女共同参画推進本部において、省内の審議会等各種委員会への女性委員の登用を支援するため、農林水産行政に資する女性有識者の人選を助ける農林水産省女性人材データベースの構築を行うことを6月に決定し、構築に向け取組を進めている。